令和８年斐川宍道水道企業団公告第２２８号

入 札 公 告

下記のとおり簡易型一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び斐川宍道水道企業団会計規程(平成 26 年斐川宍道水道企業団規則第 6 号)第 102 条の規定に基づき公告します。

令和８年１０月２８日

斐川宍道水道企業団　企業長
出雲市長　飯　塚　俊　之

記

1.担当部局　斐川宍道水道企業団　入札担当
〒699-0505　出雲市斐川町上庄原 1749 番地 1　TEL0853-72-8215　FAX0853-72-8216

2.入札に付する事項

工　事　名	地蔵橋老朽添架管改良工事		
工 事 場 所	出雲市斐川町荘原・学頭地内		
予 定 工 期	令和９年　３月２９日		
予 定 価 格	事後公表とする	希 望 価 格	仕様書に明記する
最低制限価格	設定する		
調査基準価格	設定しない		
入 札 保 証 金	免除		
契 約 保 証 金	要（契約金額の 1/10 以上）		
前　金　払	有（契約金額の 4/10 以内）		
中 間 前 払	有（契約金額の 2/10 以内）		
部　分　払	無		
工 事 概 要	老朽添架管改良工事 配水管布設工 DCIP-GXφ250 L=10.1m、NCPφ250 L=38.3m 空気弁φ25 N=1 箇所		
そ　の　他	当該工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 解体工事の費用又は再資源化等の費用を積算した上で入札すること。		

※中間前払と部分払の両方「有」の場合は、いずれかを選択
※調査基準価格が設定されている場合は、低入札価格調査制度が適用される工事である。

3. 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

入札に参加する者は、令和７・８年度斐川宍道水道企業団建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

入札参加業種	水道施設工事業（管路工事）
許可業種	水道施設工事業
許可区分	一般又は特定
格付け	斐川宍道水道企業団において　A級　に格付けされていること
営業所の所在地	建設業法に規定する主たる営業所または、契約締結の権限の委任を受けた営業所を斐川宍道水道企業団の給水区域内に有すること。
配置技術者	水道施設工事業に係る監理技術者又は主任技術者となる資格を有し、次の基準を満たす者を当該工事に配置できること。 ア　配置する技術者は、直接的かつ恒常的（当工事の入札参加申請日以前に３か月以上）な雇用関係にあること。 イ　配置技術者は契約締結日時点で配置できること。なお、入札書を提出する時に、他の工事に配置する可能性がある等の理由により特定できない場合には、複数の候補者を提出することができる。 ウ　配置技術者が、他の工事に従事中の技術者である場合は、現場着手想定日（令和８年１１月２５日）までに配置可能である場合に限り配置技術者として資格確認のための資料を提出することができるものとする。 エ　複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として届出することは可能であるが、先に開札され落札者となった工事が「配置技術者の兼務が認められない工事」であった場合、その後に開札が行われた入札は無効として取扱う。なお、他の工事で落札者となったため、技術者を配置できなくなった場合は、速やかに連絡すること。 オ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。 カ　落札後、工事の施工にあたって、競争参加資格確認申請時に提出した配置技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等で、発注者の了承を得た場合に限る。
その他の事項	ア　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないこと。 イ　出雲市或いは松江市に納付すべき市税に滞納がないこと。 ウ　公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、斐川宍道水道企業団建設工事等入札参加者指名停止要綱及び出雲市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱（以下「指名停止要綱」という）第２条の規定による指名停止を受けていないこと エ　入札に参加しようとするものの間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ○資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ①親会社と子会社の関係にある場合。 ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

	○人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。 ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。 ○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。 同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。

4.競争参加資格に関する事項

(1)提出する書類

入札参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）1部を、斐川宍道水道企業団に提出期限までに提出しなければならない。期限までに申請書を提出しない者は、本件工事の入札に参加することができない。

申請書の内容	ア　競争参加資格確認申請書(様式第1号) イ　配置予定技術者調書（様式第3号） (ｱ) 必要な資格者証の写しを添付すること。 (ｲ) 直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。「所属会社の雇用証明書」又は、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び管理技術者資格者証」の写し　等 ウ　経営事項審査総合評定値通知書の写し ※競争参加資格確認申請書提出日時点で有効な最新のもの

(2)申請書類の様式の入手方法及び提出期限

斐川宍道水道企業団ホームページ(https://www.water-hikashin.com/)＞事業者の方へ＞入札制度関係＞簡易型一般競争入札関係　からダウンロードすること。

提出期限以降の訂正、差し替えは、軽易な誤記の修正等を除き認められない。

提　出　期　限	令和８年１１月１０日　　午後５時まで（期限厳守）

申請書を受け付けたときは､受付印を押した申請書様式第1号の写し1枚を申請者に交付する。

(3)　競争参加資格の確認審査

確認審査は、開札後落札予定者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行い、結果を通知する。

(4)　競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理由の説明を求めることができる。

説明を求める者は、競争参加資格結果通知書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面を斐川宍道水道企業団に提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、書面が提出された日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

5. 設計図書等の縦覧

斐川宍道水道企業団ホームページ(https://www.water-hikashin.com/)＞事業者の方へ＞入札情報＞入札公告　の当該工事の項に掲載

6. 設計図書等に関する質問

設計図書に関して質問のある者は、書面を斐川宍道水道企業団にFAXにより提出するものとする。

提　出　期　限	令和８年１１月１０日午後５時まで（期限厳守）
回　　答	提出期限内に参加申請を受け付けた者全員に、令和８年１１月１２日までにFAX又はメールにより回答する。

7. 競争入札の日時及び場所

開　札　日　時	令和８年１１月１６日　午前１０時３０分
場　　所	斐川宍道水道企業団３階　会議室

※入札書、委任状の様式は、斐川宍道水道企業団ホームページ(https://www.water-hikashin.com/)＞事業者の方へ＞入札関係様式　からダウンロードしてください。

8. 入札方法等

(1)　郵便入札は認めない。
(2)　入札回数は再度入札を含め2回までとする。
(3)　代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
(4)　斐川宍道水道企業団建設工事簡易型一般競争入札実施要領第8条第2項の規定により交付した申請書の写しを提出すること。
(5)　入札書及び入札金額の内訳を記載した書類（別紙「工事費内訳書」）を提出すること。
(6)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1)　公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2)　虚偽の申請を行った者のした入札
(3)「4　競争参加資格に関する事項」に規定した書類を期限までに提出しない者がした入札
(4)　明らかに不正によると認められる入札
(5)　系列関係にある2社以上の者が同一の入札に参加した場合、その当該2社以上の者がした入札
(6)　同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のいずれもの入札
(7)　金額の記入がない入札書による入札
(8)　金額を訂正した入札書による入札
(9)　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
(10)　記名を欠く入札書による入札
(11)　入札書の工事名、工事場所のいずれかが公告と一致しない入札書による入札
(12)　入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称、住所又は代表者のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書による入札
(13)　入札の時点までに指名停止要綱に基づく指名停止を受けた者のした入札

(14)　「建設工事における工事費内訳書の取扱いについて」(斐川宍道水道企業団ホームページ(https://www.water-hikashin.com/)＞事業者の方へ＞入札制度関係＞建設工事関係　参照)
５．入札を無効とする場合　に該当する工事費内訳書を提出した入札
(15)　その他入札に関する条件に違反してなされた入札

10. 入札の失格

次の入札は失格とする。
(1)　最低制限価格を下回る金額での入札
(2)　斐川宍道水道企業団建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）に基づく数値的判断基準に適合しない者
(3)　低入札要領に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事後の事情聴取及び資料提出等に協力しない者
(4)　低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がなされないと判断された者

11. 入札の取り止め又は延期

次の事由が生じたときは、入札を取り止め又は延期する。
(1)　上記９．(4)の事由が生じたとき。

12. 落札者の決定方法

(1)　予定価格の制限の範囲内の金額で応札した者を対象として、落札予定者から入札価格の低い順に、競争参加資格の審査を行い、競争参加資格を満たしている１名を落札者とする。
ただし、最低制限価格を下回った額で応札したものは失格とする。
調査基準価格を設定する場合、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施したうえで落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、入札価格の最も低い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
(2)　落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して２日（休日を含まない）以内に行うものとする。ただし、調査基準価格を下回る入札があり、低入札価格調査を実施する場合はこの限りでない。

13. 入札結果等の公表

落札者の決定した工事については、入札結果を閲覧等により公表するものとする。
入札結果を閲覧に供するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには一切応じない。

14. 低価格入札者との契約等に関する措置

調査基準価格を下回る価格で落札した者と契約する場合、落札者に対し、次に掲げる事項を義務付ける。
(1)　契約保証金は契約金額の 10 分の 3 以上とする。
(2)　前払金の割合は契約金額の 10 分の 2 以内とする。

15. その他

(1)　落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
(2)　入札書等の作成、提出に要する一切の経費は入札者の負担とする。
(3)　その他不明の点については、1 の担当に照会すること。